

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第1項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成26年4月18日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

イズミヤ株式会社

代表取締役 四條 晴也

大阪市西成区花園南一丁目4番4号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

デイリーカナートイズミヤ堀川丸太町店

京都市上京区猪熊通丸太町下る中之町507号

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	(仮称) イズミヤ堀川丸太町店	デイリーカナートイズミヤ堀川丸太町店

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イズミヤ株式会社 代表取締役 坂田 俊博 大阪市西成区花園南一丁目 4番4号	イズミヤ株式会社 代表取締役 四條 晴也 大阪市西成区花園南一丁目 4番4号
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	イズミヤ株式会社 代表取締役 坂田 俊博 大阪市西成区花園南一丁目 4番4号	イズミヤ株式会社 代表取締役 四條 晴也 大阪市西成区花園南一丁目 4番4号

(3) 変更年月日

ア 大規模小売店舗の名称

平成25年12月13日

イ 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年3月1日

ウ 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

平成26年3月1日

3 届出年月日

平成26年4月3日

4 縦覧場所, 期間及び時間

(1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 期間

平成26年4月18日(金)から平成26年8月18日(月)まで(京都市の
休日を定める条例に規定する京都市の休日を除く。)

(3) 時間

午前9時から正午まで

午後1時から午後5時まで

5 意見書の提出先及び提出期限

(1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市産業観光局商工部商業振興課

(2) 提出期限

平成26年8月18日(月)

(産業観光局商工部商業振興課)